

## 工事等を行う場合は、 景観計画の届出が必要になる場合があります。

「大分市景観計画区域（大分市全域）内で一定規模以上の建築物や工作物の建設等、色彩の変更、その他開発行為等」を行おうとする場合は、市への届出が必要です。  
一定規模以下の行為についても、景観に配慮してください。  
大分市の美しい景観形成のため、皆様のご理解とご協力をお願いします。

### 届出が必要な行為と対象規模

届出対象行為		届出対象とする規模
建築物の建築等		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域における建築行為で高さ20m以上、又は延床面積3,000㎡以上</li> <li>市街化区域以外の区域における建築行為で高さ10m以上、又は延床面積500㎡以上</li> <li>大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」における建築行為で、高さが13m以上又は建築面積500㎡以上</li> </ul>
工作物	建造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>塔状の工作物で、高さ15m以上（大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」では、高さが13m以上）</li> <li>遊戯施設などで、高さ10m以上又は築造面積500㎡以上</li> <li>製造施設・貯蔵施設・処理施設などで、高さ10m以上又は築造面積500㎡以上</li> </ul>
	構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>擁壁などで高さ5m以上</li> <li>橋・トンネル・堤防などで長さ20m以上、又は高さ5m以上</li> <li>風力発電施設で高さ10m以上</li> <li>太陽光発電施設で高低差10m以上、又は築造面積500㎡以上</li> </ul>
特定照明		<ul style="list-style-type: none"> <li>上記の届出の対象規模となる建築物及び工作物に対し行われる、特定照明の新設・移設・改設及び色彩等の照明方式の変更</li> </ul>
屋外における物品の堆積		<ul style="list-style-type: none"> <li>大分県沿道の景観保全等に関する条例の「沿道環境美化地区」で面積規模100㎡以上又は堆積の高さ2m以上</li> <li>その他の区域で、敷地内の合計が堆積規模500㎡以上又は堆積の高さ4m以上</li> </ul>
開発行為		<ul style="list-style-type: none"> <li>市街化区域内：届出対象外</li> <li>市街化調整区域内：1,000㎡以上</li> <li>非線引き都市計画区域内：3,000㎡以上</li> <li>都市計画区域外：3,000㎡以上</li> </ul>
土石の採取		<ul style="list-style-type: none"> <li>採取面積3,000㎡以上、又は5m以上の法面を生じるもの</li> </ul>
その他の土地の形質の変更		<ul style="list-style-type: none"> <li>変更面積3,000㎡以上、又は5m以上の法面を生じるもの</li> </ul>
木竹の伐採		<ul style="list-style-type: none"> <li>皆伐によって行われる木竹の伐採</li> </ul>
街路樹の管理		<ul style="list-style-type: none"> <li>「大分市街路樹景観整備計画」のネットワーク路線での街路樹のせん定、植樹、植替え、撤去</li> </ul>

詳細は、大分市まちなみ企画課にお尋ねください。

大分市 都市計画部 まちなみ企画課 景観推進担当班

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号 本庁舎7階

TEL. 097-537-5968（直通）

FAX. 097-534-6120

E-Mail matikika3@city.oita.oita.jp

ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp>

ホーム→環境・まちづくり→都市計画→景観→申請・届出→景観法に基づく届け出制度について